

平成 23 年度 第 11 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 10 月 11 日（火）16 時 15 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまより「税制調査会」を開催いたします。

本日は、前回、東日本大震災の被災者等に係る税制上の特例措置、いわゆる第 2 弾の特例措置を御報告させていただいた際に御指摘がございました、復興特区に係る法人税の特例措置についての検討結果を御報告させていただくほか、復興・B 型肝炎対策財源としての税制措置に関し、国会への法案提出に向けた作業に入らせていただくために、その大綱を御報告させていただきます。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

まずは、復興特別区域に係る法人税の特例措置について私から御報告を申し上げます。

前回の会合におきまして、税制上の対応措置を御議論いただきました。その際に、石田副大臣をはじめ複数の委員から御指摘をいただき、また、古川大臣からも思い切った法人税の特例措置を検討するようという御要請がありました。この御指摘を受けまして、安住会長から、より思い切った措置の検討を行うよう御指示があったところでございます。

復興を税制面からサポートする観点から、さきの税制調査会で提示した対応と一体として措置するため、私の方で事務当局を督励し、検討を急ぎ、対応策をまとめさせていただきました。各省とも協議をさせていただいております。

その結果、被災地における投資促進、雇用促進の観点から、新規立地新設企業の立ち上げを支援するため、東日本大震災により多くの被災者が離職を余儀なくされた、または生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に新設され、地方公共団体の指定を受けた法人において、指定後 5 年間、事実上無税となるよう、所得が発生した場合の準備金制度及び再投資を行う場合の即時償却制度を措置することとしたいと考えます。

詳細については、お手元にお配りした資料 1 を参照いただきたいと思います。

また、前回お示しした復興支援税制の第 2 弾に関する資料に本特例措置を追加したものを資料 2、資料 3 として配付してございますので、御参照いただくようお願い申し上げます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御発言・御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。御承認いただけますか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

○安住財務大臣

石田副大臣、何か一言あるのではないですか。

○石田内閣府副大臣

前回の税制調査会で、私、雇用の問題、それから、立地の問題について御発言をさせていただきました。要望を聞いていただきまして、誠にありがとうございました。

古川国家戦略担当大臣も同様の発言をし、安住大臣に財務大臣として御英断をいただきました。本当に敬意を表します。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

引き続き、復興・B型肝炎対策財源等に係る税制改正大綱の報告に入ります。

復興・B型肝炎対策財源の検討状況につきましては前回御報告申し上げましたが、その後、先週金曜日には、お手元の資料6にございますように、平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針が閣議決定され、補正予算及び復興財源確保法案(仮称)を一日でも早く国会に提出できるよう努めていくこととされております。

こうした状況を踏まえ、税制措置の細目について、お手元の資料7のように、大綱の形でとりまとめさせていただきました。その内容について、三谷政務官、福田政務官から御報告申し上げます。

それでは、まず三谷政務官、お願いします。

○三谷財務大臣政務官

お手元の資料7の大綱について、国税部分について説明をさせていただきます。

まず1.で、東日本大震災からの復興に係る税制措置として、復興特別所得税、復興特別法人税、復興特別たばこ税の創設について記載しています。

復興特別所得税につきましては、税額はその年の基準所得税額に4%の税率を乗じて計算する。そして、課税期間は平成25年から平成34年までの10年間とすることに加えて、納税義務者、外国税額控除、源泉徴収や申告、納付、還付等について、所要の規定を整備することとしています。

復興特別法人税については、税額は各課税事業年度の基準法人税額に10%の税率を乗じて計算する。そして、課税期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度とすることに加えて、納税義務者、外国税額控除や申告、納付、還付等について、所要の規定を整備することとしています。

復興特別たばこ税については、税率は製造たばこ1,000本当たり1,000円とする。すなわち、1本当たり1円でございます。そして、実施時期は平成24年10月1日か

ら平成 34 年 9 月 30 日までの間とすることに加えて、納税義務者、申告、納付、還付等について、所要の規定を整備することとしています。

次に、ページをめくっていただきまして、2. で、現在、閉会中審査手続が取られている平成 23 年度税制改正法案について、復興特別法人税の創設に併せて、法人税率の引下げ等について、施行時期を平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に修正するなど、施行日等について所要の修正を行うこととしています。

以上のとおり、個別事項ごとに簡単に説明させていただきましたが、詳細につきましてはお手元の資料を御参照いただきたいと思います。

なお、これまでの議論を整理し、復興・B 型肝炎対策に係る税制措置について簡潔にまとめた参考資料もお手元に配付しておりますので、どうか御活用いただければと存じます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、福田政務官お願いします。

○福田総務大臣政務官

それでは、同じく資料 7 で、引き続き地方税部分について説明させていただきます。4 ページをお願いいたします。

東日本大震災からの復興に係る税制措置のうち、個人住民税については均等割の税率を年額 500 円引き上げ、年額 4,500 円とすることとしております。

実施時期は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とすることとしております。

次に、地方たばこ税ですが、旧 3 級品以外の製造たばこの税率について、1,000 本につき 1,000 円引き上げ 7,122 円とすることとしております。

5 ページをお願いいたします。

実施時期は、平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間とし、また、手持品課税を行うこととしております。なお、税率の設定については、地方団体が実施する緊急防災事業等の都道府県と市町村の地方負担分が概ね 1 対 1 と見込まれることから、臨時的な税制措置による増収額が概ね 1 対 1 になるよう、例えば個人住民税の均等割では、都道府県分を年額 200 円引き上げ、市町村分を年額 300 円引き上げることとしております。

7 ページをお願いいたします。

次に、現在、閉会中審査手続がとられている平成 23 年地方税制改正法案について、法人税の税率引下げ及び課税ベースの拡大等に伴う法人住民税及び法人事業税に係る所要の措置の施行時期を平成 24 年 4 月 1 日に変更するなど、施行日等について所要の修正を行うこととしております。

説明は以上です。詳しい内容については、お手元の資料を御参照いただきたいと思います。

じます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

この点に関連いたしまして、中野民主党税制調査会会長代行から御発言の要請がございますので、中野代行からお願いを申し上げます。

○中野民主党税調会長代行

平成 23 年度税制改正法案に関する与野党協議の状況について、一言申し上げます。右肩上に「資料 9」とある資料をお願いいたします。

まず、1 ページ目ですが、御案内のとおり、23 改正法案につきましては、6 月の 3 党合意を踏まえて分離処理が行われた結果、左上にあります法人税率引下げや資産課税の見直しなど、主要税目に係る改正と左下にあります税務調査手続の見直しなど、納税環境整備の 2 つが継続審議となっております。

このうち後者につきましては、3 党合意において、右下にありますとおり、更正の請求期間の延長をはじめとする納税環境整備が進展するよう成案を得るとされたところであります。

2 ページ目をお願いいたします。

この 3 党合意に基づきまして、民主党税制調査会として、通則法の抜本改正部分について自民、公明両党の感触を探ってまいりましたが、これを踏まえまして、党税調としては、まず「1. 税務調査手続」につきましては、①現行の運用上の取扱いを法令上明確化する部分と、②更に、手続を新たに追加する部分とに分割し、前者のみを実施すべき、「2. 更正の請求期間の延長」、「3. 理由附記等」につきましては、そのままの内容で実施すべきと判断いたしました。

最後に「4. 納税者権利憲章の策定等」についてであります。これにつきましては、累次にわたり自民、公明両党と接触をし、感触を探ってまいりましたが、最終的に今回は見送らざるを得ないとの判断をいたしました。本件は、かつて野党時代に策定した 2007 年の民主党税制改正大綱、また 2009 年衆議院選挙マニフェストにも掲げてきた事柄でございます。昨年の政府税調におきましても、憲章策定についての議論の中で名前を「納税者権利憲章」とすべきとの意見と「権利」を付けるのはどうかとの意見の両論があった中で、政府・与党としてとりまとめて、本年 1 月に国会に提出をいたしました。

その後、付託先の衆議院財務金融委員会においては、野党から強い反発がありましたが、これを乗り越え、6 月の 3 党合意においては、本件については成案を得るとされたとの経緯があります。

その後、この成案を目指して自公両党の税調との間で党税調としても努力をしてきたところではありますが、やはりこの「権利」という言葉が哲学として相手方と相入れ

ない中であって、局面転換を図るため、また、更正の請求期間の延長や理由附記など、納税者の権利を具現化する事項を早期に実施することによって、納税環境整備は相当前進する。言わば実が取れるとの判断に立って、憲章については断腸の思いであります。今回は見送ることとしたものであります。

以上が通則法関連部分についての野党の感触を踏まえた民主党としての判断であります。政府におかれましては、この判断を踏まえ、継続審議となっている23年度税制改正法案について、地方税部分も含め、所要の作業を行っていただくようお願いをいたします。また、特に納税者権利憲章の策定等を見送ることになったことを踏まえ、政府としては、今後とも国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境整備に向け、引き続き検討を行うとの趣旨の附則を修正後の法案に追加していただくようお願いをいたします。

本件をめぐるこれまでの議論の重い意味を踏まえ、こうした内容の附則を法律に盛り込むことによって、これまでの議論の証を残すとともに、これを足掛かりとして、民主党として引き続き議論をしてまいりたいと考えております。

なお、23年度税制改正法案の残りの部分につきましては、引き続き与野党間で協議を行い、早期に合意できるよう努力をしてまいります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ただいま中野民主党税制調査会長代行から御発言があった点につきましては、これまでの自民党、公明党の感触を踏まえた与党税調としての御判断でございます。非常に重みのある御指摘と考えております。

私自身、納税環境整備PTの座長として、この基の原案をまとめさせていただいた立場でございますので、大変残念でございますけれども、今後、政府における法案準備に当たりましては、会長代行の御指摘に沿って対応してまいりたいと考えますが、いかがでしょうか。御発言をお願いいたします。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

中野会長代行からお話があった点については、今の参議院の現状などを含めて、私自身もやむを得ない措置だと思いますが、私自身も五十嵐座長の下で努力してきたものとして、誠に残念でなりません。

先ほど附則を付けられたいということなので、附則は政府側できちんと付けていただきたいと思います。私自身も議員の皆さん方にもいろいろと接触をしてきたんですが、どうも自民党の皆さんと公明党の皆さんとで感触が違っていたのではないかと考えています。その辺りは先ほど野党側という形でおっしゃられていたんですが、その辺りはどんな感触だったのか、分かりますでしょうか。

○中野民主党税調会長代行

私も去年の暮れに座長として関わりましたので、誠に残念ではありますが、今、自公両党とそれぞれ分けて、こちらがこうだ、こちらがこうだと申し上げることは、果たして建設的かというふうな判断もいたしまして、あえてそのニュアンスについては申し上げておりません。

○峰崎内閣官房参与

了解しました。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

葉たばこの生産者の方々もこの増税というよりか、被災地で跡を継ぐ方もいらっしゃるなかったり、あるいはすごいダメージを受けていらっしゃるしまして、生産をするのはやめようという農家の方も増えてきております。私ども農水省といたしましても、今後、新しい作物等も提案しながら取組んでまいりますので、また、そういうタイミングが来たときには、皆様の御協力を賜りたいと思います。

私からは以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。どうぞ

○森文部科学副大臣

これまでの様々な御努力に敬意を表するものでございますが、一方、当初から私は申し上げてまいりましたけれども、国際的な金融等々、非常に今、動いておりまして、大変憂慮される事態等もございますので、是非、今後そういう問題に更に注視していただくということをお願い申し上げたいと思います。この税制改正が経済に及ぼす影響ということもございますので、その点についても是非御留意をいただきたいと、あえて申し上げておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

1点、たばこの問題ですが、先ほど農林水産副大臣からもあったんですけれども、たばこを今から2年前に1本5円上げたときの最初の理念というのは、これからは増収を目的とするためにこれを上げるのではなくて、健康目的ということで、ある意味では制御しようという方向を出したんですから、今回こういう形で増税されるというのは、党でもいろいろ議論されたと思うんで、それはそれで私自身もある意味では仕方ないのかなと思うんですが、この点については税調の場で議論をされるのがいいのか。あるいは厚生労働関係の方で議論されるのがいいかは別にして、早く理念のところを整理しておかないと、いつもたばこが増税の材料として使われていくというのは、

もうそろそろ時代の環境に合わなくなってきたのではないかと思いますので、どちらかでもいいですから、整理をしていただきたいということだけ申し上げておきます。

○五十嵐財務副大臣

分かりました。峰崎参与のオブザーバーのお話についても、また、森委員のお話についても受け止めさせていただきます。

○中野民主党税調会長代行

党税調としても、その問題意識を持っております。

○五十嵐財務副大臣

よろしいでしょうか。

それでは、ただいま申し上げた方向で対応してまいりますので、この点も盛り込んだ大綱の修正版を後刻、事務的に委員の皆様にお届けをいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に税調会長から発言をお願いいたします。

○安住財務大臣

今日は御熱心な議論を誠にありがとうございました。冒頭で五十嵐副大臣から御報告がありましたように、第二段として復興産業、いわゆる特区ですね。そこでの新規立地促進税制として、本当にこれまでの日本の戦後の税制の中で5年間は法人税を無税にするというのは、体系的には無かったことではございましたので、そういう点ではこれをまとめることができたというのは、非常に大きな第一歩ではなかったかと思えます。五十嵐副大臣をはじめ、事務当局も大変努力をしていただいたことを、改めて感謝を申し上げます。

やはり復興地域におけるインパクトのある政策ということはこの場でも皆さんから指摘を受けていましたが、やはり未曾有の1,000年に一度の災害ということでありますので、ここは体系的なこと以上にインパクトのある、こういう政策を出したというのは、今後の民主党政権における政策のこれからの発想の転換というものの第一歩になるのではないかと思います。しかし、今後この制度が仮に実現をしたとしても悪用されることのないよう、そうしたフォローアップというものをしっかりと図っていかねば、逆に税の公平性を担保できませんので、そういうところにもしっかりと目配りをしていきたいと思っております。

それから、通則法の中で納税者の権利憲章については、中野先生をはじめ、峰崎先生の方からも御指摘がありましたように、大変残念だと思っております。政権交代後、納税者の側に立って、この納税を考えるという権利憲章でありましたが、目下の国会情勢を考えれば、今、中野会長代行からの御指摘があったことで、やむを得ないと思っております。しかし、今後、引き続きこうした理念が実現されるように、政府税調としても努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、本日の会議は以上で終わります。次回の日程については、追って事務的に御連絡いたします。なお、記者の皆様申し上げますが、記者会見はこの後、この場所で行います。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございます。

○安住財務大臣

ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。